

## 浜松市消防殉職者追悼式実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市消防職員及び浜松市消防団員が火災その他の消防業務に従事中その職に殉じた者の功績を顕彰し追悼する浜松市消防殉職者追悼式(以下「追悼式」という。)の実施について、必要な事項を定める。

### (実施内容等)

第2条 追悼式は、次の各号の内容を実施するものとする。

- (1) 開式
- (2) 黙とう
- (3) 式辞
- (4) 追悼のことば
- (5) 献花
- (6) 閉式

2 追悼式は、無宗教式で実施するものとする。

### (実施場所)

第3条 追悼式は、浜松市消防局6階ホールで実施するものとする。

### (主催等)

第4条 追悼式の主催は浜松市とし、事務は消防総務課に置くものとする。

### (実施時期)

第5条 追悼式は、4年毎に行うものとする。

2 実施日は、5月第3週日曜日、又は、第4週日曜日とする。

3 第1項に規定する年又は第2項に規定する日に実施できない場合には、延期することができるものとする。

### (中止)

第6条 消防長は、災害の発生その他の理由により追悼式の実施が適当でないと認める場合は執りやめることができる。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。